

令和7年10月 釜石市農業委員会総会議事録

- 1 開催期日 令和7年10月24日（金） 午前10時から午後11時
- 2 開催場所 釜石市役所 第4庁舎 教育委員会室
- 3 出席委員 農業委員
1番 佐々木 耕太郎、2番 佐々木 智勇、3番 二本松 誠、
5番 小笠原 房子、6番 宮田 キナエ、7番 佐々木 かよ、
10番 小笠原 成幸
農地利用最適化推進委員
久保 公正、藤原 英彦、川崎 公夫、藤原 吉秀、小澤 修
- 4 欠席委員 農業委員 4番 鹿沼 久悦、8番 柏木 幹彦、9番 鈴木 賢一
- 5 事務局職員 事務局長 小笠原 達也、事務局係長 阿部 直之
- 6 説明者 一般社団法人岩手県農業会議 丞原 智美
- 7 提出案件 (報 告)
主要業務経過報告について
農地法第3条の3第1項の規定に基づく受理通知について
農地法の適用外証明について
沿岸地方農業委員会連絡協議会の設立について
(協 議)
全国農業新聞の普及推進に係る取組について

議 長
(佐々木
耕太郎会長)

本日の出席委員は7名で定足数に達しており、会議は成立いたします。欠席の届け出は、4番 鹿沼 久悦、8番 柏木 幹彦、9番 鈴木 賢一であります。農地利用最適化推進委員の出席は4名であります。欠席の届け出は川崎公夫推進委員であります。ただ今から、令和7年10月農業委員会総会を開催いたします。

議 長

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和7年10月農業委員会総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には会議規則第44条の規定により、議長において、10番 小笠原成幸委員、2番 佐々木智勇委員を指名いたします。

議 長

日程第3 議長の報告を行います。本総会への議案の提出はございません。

議 長

日程第4 事務局の報告を行います。主要業務経過報告、農地法第3条の3第1項の規定に基づく受理通知、農地法の適用外証明、沿岸地方農業委員会連絡協議会の設立について、事務局の説明を求めます。

事務局長

主要業務経過について、資料に基づき報告。

農地法3条の3の規定に基づく受理通知について、農地の権利取得の届出が3件あり、そのいずれも受理したことを報告します。

1件目、取得事由は相続、登記地目は田及び畑、現況地目は雑種地です。2件目、取得事由は相続、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び原野です。3件目、取得事由は相続、登記地目は畑、現況地目は原野です。

農地法の適用外証明願に対する証明について、農地法の適用外証明願が提出され、これを証明したので報告します。地区委員が立会いの下、現地調査により、申請土地が原野となっており、農地として利用されない状態になってから、20年以上経過していることを確認し、今後農地として復する見込みがないことから農地法の適用外と判断しました。

沿岸地方農業委員会連絡協議会の設立について、資料に基づき報告。

これまで市町村農業委員会の連絡協議会は、任意の地区割で編成されていましたが、岩手県農業会議の方針により、令和7年度から岩手県広域振興圏毎に

再編することになりました。その方針を受けて、11月1日に沿岸地方農業委員会連絡協議会が設立される予定です。構成員は沿岸9市町村の農業委員会会長。同連絡協議会の会長には山田町、副会長には釜石市が選出されました。

議長

今までの報告について、質問等はありませんか。

小澤委員

農地法第3条の3の件について、現状では農地でないような土地が一部あるようですが、農業委員会として関連する手続に係る説明を行わなくてもいいでしょうか。必要な手続を取らないと今後問題になることも考えられると思います。

事務局長

当該申請があった場合、農地として利用できない土地については、適用外申請手続等に係る説明を事務局からすることとします。

議長

日程第5 協議事項です。全国農業新聞の普及推進に係る取組についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

先に事務局から概要を説明し、その後、岩手県農業会議の丞原様からも説明していただきます。資料に基づき説明。

既に購読されている委員もおりますが、今後は全員が購読することとし、購読代金は毎月積み立てている親睦会から一括して支出することを提案します。

丞原氏

全国農業新聞の特長資料に基づき説明。皆様のご協力をお願いします。

議長

これより質疑を許します。質問等はありませんか。

川崎委員

意見になりますが、東北や岩手の事など身近な話題をもっと紙面に載せてほしいと思います。

丞原氏

農業委員会からの意見として、発行元である全国農業会議所に届けます。

議長

質疑を終わります。本件を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
以上で、議事日程の全てを終了いたします。

以上、本会議の顛末を記し、事実と相違ないことを証するため、ここに署名

捺印する。

令和7年10月31日

釜石市農業委員会会長

議長

議事録署名委員
(10番)

議事録署名委員
(2番)